



農業経営よろず相談承ります

～農業経営法人化相談窓口～



▲代表取締役の戸張千束氏（中央）、取締役の智之氏（右）、
本年採用の従業員（左）

【お問い合わせ】新規就農・法人化担当
☎ 048-737-6311

こうした支援のもと、本年4月に法人化を実現した吉川市の株式会社「うまベジ」を御紹介します。

代表の戸張千束氏は味にこだわったトマト、えだまめ等を生産し、「うまとマ」、「うま豆」などオリジナルパッケージによるブランド戦略を開拓し、大手量販店での販売を実現してきました。後継者の智之氏の就農を機に規模拡大を進めました。経営の承継、従業員の雇用についての悩み相談からはじまり様々な課題について、社労士、税理士等の専門家との個別相談を通じて経営計画を明確にしてきました。その結果、雇用も導入、週1回の休日も確保し着実に前進しています。

埼玉県では、担い手の育成と活力ある地域農業の維持発展のために、平成24年度から農林振興センターを相談窓口として、農業経営の発展を目指す意欲ある農家に対して、次の支援を行っています。

- ①法人化に係る相談
- ②認定農業者等に対する技術・経営水準に応じた指導
- ③财务管理、労務管理等の専門性の高い相談に対応する税理士等による法人化スペシャリストの派遣



▲支援チーム・スペシャリストとの個別相談



収入保険制度について ～平成31年1月から始まる新しい保険～

収入保険制度の特徴

収入保険は全ての農産物を補償の対象とし、様々なリスクに対応して収入減少を補填する新しい保険です。税申告の算定に係る1年間を保険期間とし、保険期間中に生じた次のようなリスクを補償します。

①自然災害で収量減少

②災害により作付不能

③倉庫が浸水、売物にならない

④盗難や運搬中の事故

⑤輸出時の為替変動

⑥市場価格の低下

⑦けがや病気で収穫できない

⑧取引先が倒産

どんな方が加入できる？

対象者は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。加入申請時に最低

1年分の青色申告を行っていれば収入保険に加入することができます。

例えば、平成29年分について青色申告を行つていれば、平成31年から収入保険に加入可能です。

補償内容は？

保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填金を支払います。

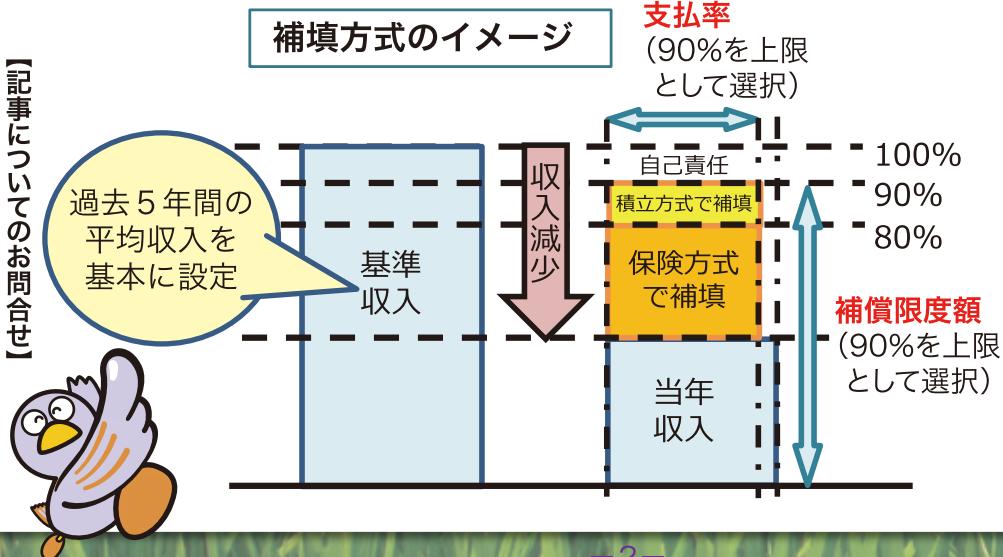
なお、補償限度額及び支払率は、複数の選択肢が設けられ、農業者の選択により選ぶことができます。

補填方式は、「掛捨ての保険方式」と

「掛けとならない積立方式」を組み合わせて選択します。

保険の窓口はお近くのNOSA－埼玉が担当しますので、御相談ください。

補填方式のイメージ



【記事についてのお問い合わせ】
☎ 048-737-2134
地域支援担当